



おくやみガイドブック

必要なお手続きのご案内



福智町

FUKUCHI

town



ご遺族の方へ

このたびのご親族のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

さて、ご遺族におかれましては、今後、相続のほか年金や保険など、さまざまなお手続きが生じてくることと存じます。

福智町では、それらのうち、主に町へ申請・届出をいただく手続きを少しでも分かりやすく簡単に済ませていただけるよう『おくやみコーナー』を設け、各種手続きのお手伝いやご案内をしていますので、ご利用ください。

福智町長 黒土 孝司

目次

おくやみコーナーのご案内	．．．．．	P. 1
来庁時の持ち物	．．．．．	P. 2
役場で行う手続き	．．．．．	P. 4
役場以外で行う手続き	．．．．．	P. 11
各種制度のご案内	．．．．．	P. 13
相続手続き	．．．．．	P. 14
委任状	．．．．．	P. 21

◎ おくやみコーナーのご案内

ご遺族の不安や負担を少しでも軽減できるよう、役場窓口の「おくやみコーナー」で、亡くなられた方に関する手続きをサポートいたします。ご利用には**予約が必要**です。

おくやみコーナーでできること

- 死亡に関する必要な手続き一覧を作成し、必要書類の事前連絡、申請書の事前準備を行い、必要な窓口をご案内いたします。

対象となる方

- 福智町内に住民登録があった方のご遺族
 - ※ 亡くなられた方の住民票がある市町村で手続きを行います。
 - ※ ご利用は、亡くなられた方の住民票に、死亡の事実が記載されてからとなります。
死亡届提出後1週間程度(死亡届を福智町以外に提出された場合は2週間程度)で住民票に記載されますので、その後にお越しください。

ご利用方法

- 事前予約が必要です。(来庁希望日の2開庁日前まで)

【LINEで予約】

右のQRコードを読み取り、必要事項を入力してください。
※福智町LINE公式アカウントへの友だち登録が必要です。



【電話で予約】

電話番号: **0947-22-0555** ※「おくやみコーナー予約の件」とお伝えください。
受付時間: 平日8:30~17:00

※ご予約がない場合、事前準備が整っていないため、ご予約の方よりお時間がかかります。
また、必要な書類が揃わず、再度の来庁をお願いする場合があります。
※ご予約の際、亡くなられた方と来庁される方の情報をお伺いいたします。

ご利用可能時間

①9:00~ ②14:00~ ※1日2枠(各90分)平日のみ

◎窓口にお持ちいただくもの①

ご遺族の方のもの

□ 認印（相続人代表 及び 喪主）

※相続人代表とは？・・・ 所有権や相続割合等に関わらず、町の手続きのために、法定相続人を代表して書類や還付金、納付書等を受け取る方のことです。
代表者が受け取った書類や還付金を他のご遺族へ渡していただくのは自由です。

□ 来庁される方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

□ 預貯金通帳、口座届出印（相続人代表、喪主、年金請求者）

亡くなられた方が保険料を払い過ぎていた場合、還付金として相続人代表者の口座へお返しします。また、故人の固定資産税等の口座引き落としを希望される場合、相続人の銀行口座の届出印も必要です。

□ 火葬許可証又は会葬礼状

お手元がない場合は、手続き時にその旨をお伝えください。

□ 年金の請求をされる方のマイナンバーカード

亡くなられた方が国民年金のみを受給されていた場合はお持ちください。

□ 委任状

相続人や年金請求者が来庁できない場合、21ページの委任状が必要です。

相続権のない方が遺言書によって相続人になった場合は、検認済みの遺言書および公正証書遺言の原本を必ずお持ちください。



印鑑登録カード

銀行、固定資産等の相続手続き等で、相続人の印鑑登録証明書が必要な場合【印鑑登録カード】が必要です。

◎窓口にお持ちいただくもの②

亡くなられた方のもの

- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 国民健康保険資格確認書 又は 後期高齢者医療資格確認書
- ☐ 子ども医療証、重度障がい者医療証、ひとり親家庭等医療証
- ☐ 印鑑登録カード
- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの

年金証書、年金振込通知書、基礎年金番号通知書等のいずれか 1点

●年金の手続きについて

受給されていた年金の種類によって手続きの受付窓口が異なるため、4ページを参照してください。

●年金の手続きを行うことができるご遺族の優先順位

配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族

年金機構から発行
された年金振込通
知書の例

料金後納 郵便 822-0000 福岡県田川郡福智町000 00 00 様 大切なお知らせ 日本年金機構 ご案内は内側にあります。	国民年金・厚生年金保険 年金額改訂通知書 基礎年金番号 年金コード <table border="1"><tr><td>国民年金 (基礎年金)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>厚生年金 保 険</td><td></td><td></td></tr><tr><td>合計年金額(年額)</td><td colspan="2"></td></tr></table> 令和〇年〇月〇日 厚生労働大臣 印影 この通知書は、年金額を証するものです。大切に保管してください。	国民年金 (基礎年金)			厚生年金 保 険			合計年金額(年額)		
	国民年金 (基礎年金)									
厚生年金 保 険										
合計年金額(年額)										

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの(役場で行う手続き)

区分	対象者	手続き概要	受付窓口
年金	国民年金を受給 または 加入されている方	【手続き】 未支給年金、遺族年金、寡婦年金、 死亡一時金などの請求 【必要になる可能性があるもの】 ・死亡診断書の写し ・請求者のマイナンバーカード ・請求者名義の通帳 ・亡くなられた方と請求者の続柄が 確認できる戸籍謄本等の写し ・住民票の除票 ・生計同一関係に関する申立書 ※どの手続きに該当するかによって 必要な書類の範囲が異なります	【国民年金のみ】 保険健康課 保険医療係 福智町役場1階 ☎ 22-7763
	厚生年金を受給 または 加入されている方 (配偶者の扶養に 入っていた期間が ある方を含む)		【厚生年金及び国民年金】 直方年金事務所 直方市知古1-8-1 ☎ 0949-22-0891 予約受付専用電話 ☎ 0570-05-4890(ナビダイヤル)
	共済年金を受給されて いる方	各共済組合へ直接お問い合わせください	
	企業年金を受給されて いる方	各企業年金基金等 又は 企業年金連合会(年金相談室)へ 直接お問い合わせください	
	恩給を受給されている 方	総務省恩給相談窓口へ直接お問い合わせください	総務省恩給相談窓口 ☎ 03-5273-1400
	農業者年金を受給されて いる方	【手続き】 死亡届、未支給年金請求等 【主に必要なもの】 右記へお問い合わせください	JAたがわ 福智支所 ☎ 22-0009

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの(役場で行う手続き)

区分	対象者	手続き概要	受付窓口
高齢者	緊急通報装置の貸出がある方	【緊急通報装置の撤去・返還】 右記へごお問い合わせください	
	紙オムツ等の給付を受けている方	紙オムツ給付券の返還	
介護	65歳以上の方 または介護認定を受けている方	【手続き】 ・介護保険被保険者証、負担割合証 負担限度額証の返還 ・資格喪失届の提出 ・介護認定申請取下書届出(該当の方) ・介護保険給付に係る相続人代表者 指定兼口座指定届(該当の方) 【必要なもの】 ・相続人の方の通帳 (相続人代表者指定兼口座指定届 提出の方のみ)	福祉課 高齢者支援係 福智町役場 1 階 ☎ 22-7762
医療保険	国民健康保険に加入されている方	【手続き】 ・資格確認書及び各種認定証の返還 ・相続人代表届出 ・葬祭費支給申請 ※死亡された方が世帯主の場合、 世帯主変更届出書	保険健康課 保険医療係 福智町役場 1 階 ☎ 22-7763
	後期高齢者医療保険に加入されている方	【手続き】 ・資格確認書及び各種認定証の返還 ・相続人代表届 ・葬祭費支給申請 【必要なもの】 ・火葬許可証または 会葬礼状 ・亡くなった方との続柄が分かるもの (戸籍謄本など・同世帯の場合は 不要) ・通帳	保険健康課 保険医療係 福智町役場 1 階 ☎ 22-7763

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの(役場で行う手続き)

区分	対象者	手続き概要	受付窓口
税	町・県民税が課税されている方	相続人代表者(代納者)指定・変更届	税務課 賦課係 福智町役場1階 ☎ 22-3517
	原動機付自転車等 (福智町ナンバー) の車両を所有する方	相続人代表者(代納者)指定・変更届 【手続き】 ・名義変更又は廃車 【必要なもの】 ・本人が死亡したこと及び手続きをする方が相続人であることがわかる戸籍謄本 ・ナンバープレート(廃車の場合や名義変更時に福智町ナンバーを変更したいとき) その他、必要な書類は担当課にてご説明します	
	固定資産をお持ちの方	相続人代表者(代納者)指定・変更届 ※登記物件の名義変更は、 田川法務局での手続きになります	
	共有名義の固定資産をお持ちで共有代表をされていた方	共有代表者の変更	
	未登記家屋をお持ちの方	未登記家屋の名義変更 ※必要書類は担当課にてご説明します	
	町税を納税している方 (納税義務者・納税管理人・相続人代表等)	【手続き】 ・今後の納税に関する手続き(振替口座の変更等) 【振替口座変更に必要なもの】 ・預貯金通帳等 ・口座届出印	税務課 収納対策係 福智町役場1階 ☎ 22-3517

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（役場で行う手続き）

区分	対象者	手続き概要	受付窓口
障 が い	各種手帳、受給者証などをお持ちの方	●障害者手帳 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ●受給者証 自立支援医療（精神通院等）、障害福祉サービス、地域相談支援、障害児通所支援などの中で該当する受給者証を返還	福祉課 障がい者支援係 福智町役場1階 ☎ 22-7762
	福岡県心身障害者扶養共済制度に加入している方	手続き内容や必要書類は状況により異なりますので、事前に右記へお問い合わせください	
	特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当を受給している方	資格喪失届又は未支給請求書の提出 （受取人の通帳が必要）	
	重度障がい者医療費助成を受給している方	重度障がい者医療証の返還資格喪失届の提出	保険健康課 保険医療係 福智町役場1階 ☎ 22-7763
	NHK受信料の免除を受けている方	NHK受信料の名義変更、解約についてはNHKへご連絡ください	NHK ふれあいセンター ☎ 0570-077-077
	ETC利用者有料道路障害者割引を受けている方	障害者割引の登録削除が必要です。右記へご連絡ください	有料道路ETC割引登録係 ☎045-477-1233 （受付時間：平日9～17時）

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの(役場で行う手続き)

区分	対象者	手続き概要	受付窓口
子ども	児童手当支給対象の児童	受給事由消滅 未支払手当請求等 ※手続きの詳細や必要なものは個別の状況に応じて担当課にてご説明します	こども課 こども支援係 福智町役場2階 ☎ 22-3700
	児童手当を受給している保護者		
	児童扶養手当支給対象の児童		
	子ども医療費助成を受給している児童	子ども医療証の返還 受給資格喪失届の提出	保険健康課 保険医療係 福智町役場1階 ☎ 22-7763
	子ども医療費助成を受給している方の保護者	世帯員の変更等	
	ひとり親家庭等医療費助成を受給している保護者	ひとり親家庭等医療証の返還 受給資格喪失届の提出	
	認可保育園、公立幼稚園、私立幼稚園認可外保育施設等在園児の保護者 (保育の必要性の認定を受けている方)	教育・保育給付認定変更申請 施設等利用給付認定変更申請 振込口座の変更	こども課 こども支援係 福智町役場2階 ☎ 22-3700
	妊婦のための支援給付の申請前に死亡された方	妊婦のための支援給付の申請	こども課 こどもすこやか係 福智町役場2階 ☎ 22-3700

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（役場で行う手続き）

区分	対象者	手続き概要	受付窓口
町営住宅	名義人が亡くなり、引き続き 町営住宅に入居される方	町営住宅入居承継手続	住宅課 公営住宅係 福智町役場 2 階 ☎ 22-7768
	名義人本人が亡くなり、町営住宅を退去される方	町営住宅明渡手続 （退去立会が必要）	
	町営住宅に入居している同居者が亡くなった方	【手続き】 町営住宅同居者異動届出 【必要なもの】 町営住宅入居者緊急時の連絡先	
水道	水道契約中の方	名義変更・開栓・閉栓については田川広域水道企業団料金センターに連絡し、手続きを行ってください	田川広域水道企業団 2階窓口料金センター （福智町役場本庁1階） ☎ 23-2171
生活保護	生活保護を受給されていた方	【手続き】 ・変動届の提出 ・診療依頼書、受給カードの返還 【必要なもの】 ・受給カード ・診療依頼書 ・死亡診断書の写し	福祉課 生活支援係 福智町役場 1 階 ☎ 22-7762

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（役場で行う手続き）

区分	対象者	手続き概要	受付窓口
浄化槽	福智町（赤池・東ヶ丘地区）の汚水処理施設を使用している方	使用者変更届 口座振替依頼書	住民課 環境衛生係 福智町役場 1 階 ☎ 22-7761
犬	犬を所有している方	所有者変更手続き	
不用品	亡くなられた方の 不用品の処理（持込）を される方	不用品の種類に応じて分別を必ず 行ってください。 持込に関しては、右記へお問い合わせ ください。	
農地	農地を所有していた方	必要な手続きがありますので、 右記へお問合せください。	農政課 福智町役場 2 階 （農業委員会事務局） ☎ 22-7767
	農業をしていた方		
森林	森林を相続された方 ※地域森林計画の対象と なっている森林のみ	【手続き】 森林法第 10 条の7の2第 1 項 の規定による届け出 【必要なもの】 ・ 森林の土地の登記事項証明書 など権利を取得したことが分 かる書類 ・ 相続された方の印鑑（認印）	農政課 福智町役場 2 階 ☎ 22-7767

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの(役場以外で行う手続き)

その他役場以外で行う手続き相続等

区分	対象者	手続き概要		受付窓口
	遺言書	【検認・開封】 申立先は、被相続人の住所地の家庭裁判所 ・遺言原本 ・申立人の戸籍謄本 ・遺言者の除籍謄本		福岡地方家庭裁判所 田川市千代町 1-5 ☎ 42-0163
	相続放棄	相続放棄の申立 相続放棄は、相続を知った日から3ヵ月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要があります 相続放棄は2種類あります ・相続放棄 ・限定承認 (引き継いだ財産の範囲内で負債も含めて相続します。相続人全員の合意が必要です)		
	生命保険・損害保険等	【手続き】 死亡保険金の請求、入院給付金の請求、名義変更等 【必要なもの】 保険会社・契約内容等により必要書類は異なるため、加入していた会社へお問い合わせください		加入していた生命保険会社 又は 代理店
	預貯金口座	口座解凍手続き、相続手続き ・亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本・相続人の戸籍謄本・相続人の印鑑証明等		各金融機関等
	株式等			証券会社等
	普通自動車	自動車税に関すること 及び名義変更等に関すること	自動車税については右記へ	福岡県飯塚・直方県税事務所 収税第二課自動車税係 ☎ 0948-21-4922
			名義変更については右記へ ※ 毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。	筑豊自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2080

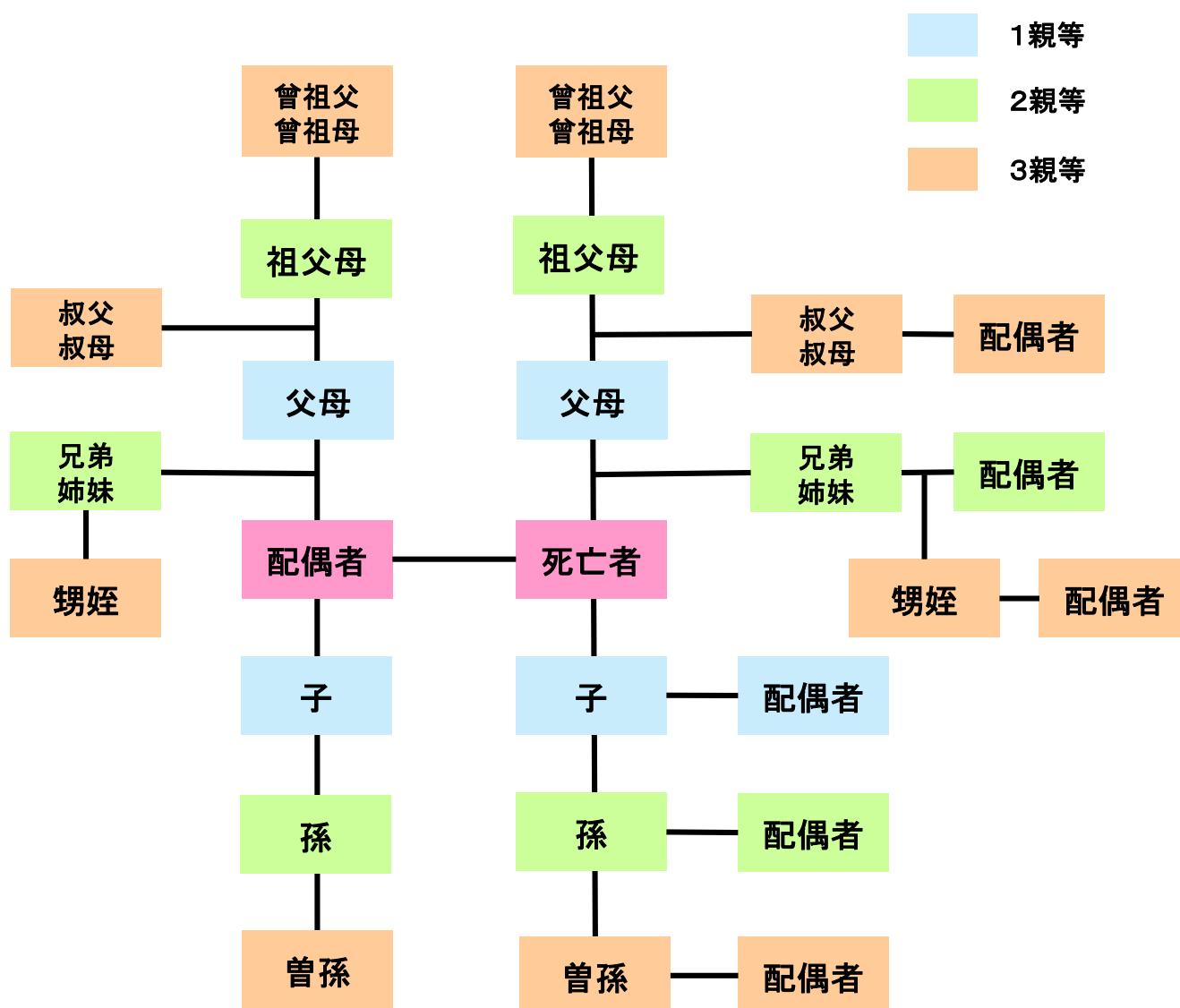
死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（役場以外で行う手続き）

区分	対象者	手続き概要		受付窓口
その他役場以外で行う手続き相続等	軽四輪及び二輪 (125cc超)	名義変更 又は廃車	右記へお問い合わせください ※毎年 4 月1日 現在の所有者 (使用者) に 課税されます。	【軽四輪】 軽自動車検査協会筑豊事務所 飯塚市仁保23番地の68 ☎ 050-3816-1753 【二輪】 筑豊自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2080
	国債 (戦没者弔慰金)	【手続き】 記名変更・償還金受領 【必要なもの】 ・国債（又は証券保管証書） ・記名者の死亡を証明できる戸籍 書類 ・記名者と相続人の戸籍上の関係 が証明できる戸籍		償還金支払場所 又は 証券保管証書に記載の郵便局
	国税関係	相続税、所得 税、消費税等 の申告手続	右記へお問い合わせください	田川税務署 ☎ 44-0430 (自動音声ガイダンス)
	不動産登記関係	土地、家屋等 の移転登記	右記へお問い合わせください	福岡法務局田川支局 ☎ 0947-44-1426
	固定電話 (NTT 西日本)	契約承継又は解約		NTT西日本固定電話からは 局番なし116 携帯電話からは ☎ 080-0200-0116
	・ 固定電話 (NTT以外) ・ 携帯電話 ・ インターネット ・ クレジットカード ・ ケーブルテレビ ・ 電気、ガス料金等	名義変更又は解約の手続 各契約会社に連絡し、手続きを 行ってください		各契約会社
	N H K受信料	名義変更・解約		NHKふれあいセンター ☎ 0570-077-077 午前9時～午後6時
	運転免許証	返納手続き		田川警察署 ☎ 42-0110
	パスポート			飯塚パスポートセンター (飯塚総合庁舎内) ☎ 0948-21-4981

各種制度のご案内

対象者	手続き概要	受付窓口
18 歳未満の児童がいる方 (満 18 歳に達する日以降の 3 月 31 日までの間の児童)	【児童扶養手当】 父又は母が死亡し、今後児童を 養育していく父又は母が認定請 求できる場合があります ※障がいのある児童の場合、 対象年齢が 20 歳未満まで引き 上げられることがあります	こども課 こども支援係 福智町役場 2 階 ☎ 22-3700
	【ひとり親家庭等医療費助成】 ひとり親家庭等に対して医療費 の助成があります	保険健康課 保険医療係 福智町役場 1 階 ☎ 22-7763
公立小・中・義務教育学校に 在学する児童生徒がいる方	【就学援助】 経済的な理由によりお子さんを 公立小・中・義務教育学校へ就学 させることにお困りのご家庭に対 して、学校で必要な学用品費、給 食費、修学旅行費等の費用の一部 を町が援助する制度です	学校教育課 方城庁舎 ☎ 22-1192
経済的な理由で生活にお困り の方	右記へご相談ください	福岡県田川保健福祉事務所 ☎ 42-9313

◎三親等内の親族図



●相続人になる人の順位



◎金融機関での相続手続きの進め方の例

遺産分割協議書や遺言書がない場合の一般的な手続きの流れ

1

各金融機関への
相続の申出

口座名義人が亡くなられたことをご遺族から各金融機関に連絡します。
連絡することで口座が凍結され、原則として入出金ができなくなります。

2

必要書類の
案内を受ける

※福智町役場から金融機関への連絡は一切しておりません。

3

必要書類を
集める・記入する

●主な必要書類

※詳細は必ず金融機関でご確認ください。

- ・ 亡くなられた方の預金通帳等
- ・ 相続人全員を証明する戸籍 又は
法定相続情報一覧図の写し（法務局発行）
- ・ 相続人全員の印鑑登録証明書
- ・ 金融機関所定の相続届出用紙
（相続人全員がそれぞれ直筆で名前、住所等を
記入し、実印で押印する必要があります）

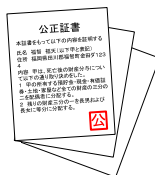
4

各金融機関への
相続の申出



【自筆遺言書がある場合】

家庭裁判所で検認を受ける必要があるため、遺言書を開封せずに、家庭裁判所へお申出ください。また、法務局に保管されている場合は、法務局へお問い合わせください。



【公正証書遺言書がある場合】

遺言書の内容によって、必要な書類が異なるため、各金融機関にお問い合わせください。

◎ よくある質問

Q. 相続人全員を証明する戸籍とは？

- A. 一般的には、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍、改製原）謄本を集めたものです。出生から死亡までの戸籍を揃えることで、婚姻、子、養子縁組の有無等が分かる為、誰が法定相続人であるかを示すことができます。但し、ご遺族の状況によっては、集める戸籍の範囲が広がる場合があります。亡くなられた方の死亡の記載のある戸籍は、死亡届を受理した日より数日間の戸籍審査を経た後に取得できるようになります。

Q. 法定相続情報一覧図の写しとは？

- A. 相続人が法務局に必要な書類（亡くなられた方の除票、出生から死亡までの連続した戸籍、相続人の戸籍等、相続関係一覧図等）を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度を「法定相続情報証明制度」といいます。

この制度を利用して発行されるものが「法定相続情報一覧図の写し」です。

法定相続情報証明制度の手続きの詳細は、下記の法務局へお問い合わせください。

福岡法務局田川支局 ☎ 0947-44-1426

Q. 印鑑登録証明書とは？

- A. 役場に登録された印鑑（実印）であることを証明するものです。

福智町に登録済みの方が、役場の窓口で印鑑登録証明書を取得する場合は、印鑑登録カードの提示が必ず必要です。

※未登録の場合やカードを紛失された場合は、登録申請が必要です。

◎相続税についてのお知らせ

相続税は、亡くなられた方から相続や遺贈によって取得した財産及び相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額（債務などの金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算します。）が「遺産に係る基礎控除額」を超える場合にその超える部分（課税遺産総額）に対して、課税される税金です。

遺産に係る基礎控除額 = 3,000 万円 + (600 万円 × 法定相続人の数)

相続税が課される場合、財産を取得された方は、亡くなられたことを知った日（通常は亡くなられた日）の翌日から10か月以内に、税務署に申告と納税をする必要があります。

詳しくお知りになりたい方は、次の相談窓口等をご利用ください。

国税庁ホームページ

国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）には、相続税の概要を説明したリーフレットや、相続税の具体的な計算方法、特例の内容、申告書の記載内容など、様々な情報を掲載しています。また、よくある質問を集めた税に関するインターネット上の相談室「タックスアンサー」もご利用いただけます。

電話相談センター（国税局税務相談室）

最寄りの税務署へお電話いただきますと、自動音声によりご案内いたします。

「税金に関する一般的なご質問やご相談（1）」を選択した後、相談内容に応じて番号を選択すると、「電話相談センター」（国税局税務相談室）につながり、職員が相談をお受けします。

税理士情報検索サイト

税に関する相談や申告書の代理作成等の税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士、税理士法人以外の者が行うことはできません（注）

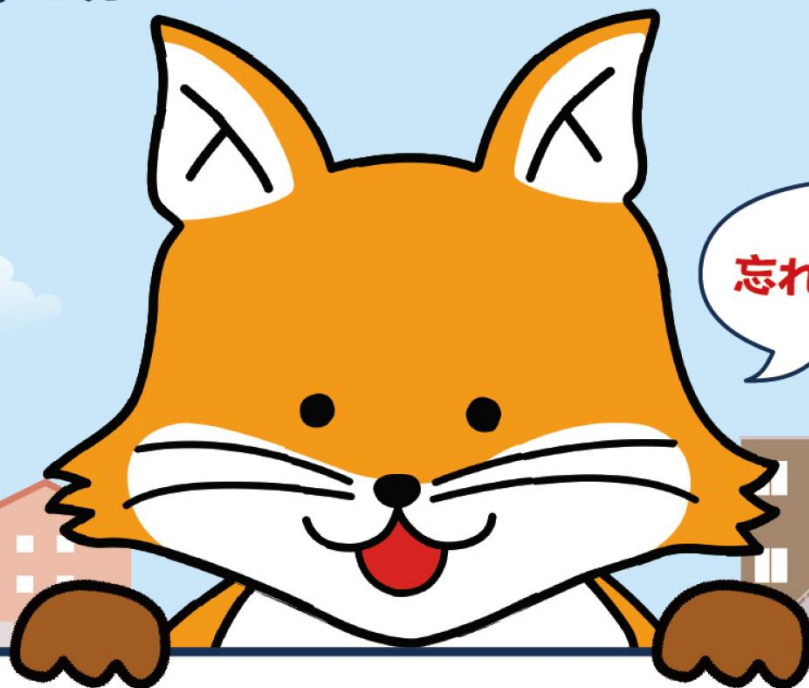
税理士等をお探しの方は、日本税理士連合会ホームページ内「税理士情報検索サイト」（<https://www.zeirishikensaku.jp>）で、税理士等の検索が可能となっています。

（注）弁護士（弁護士法人）は、所属弁護士会を經由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。

田川税務署 ☎ 0947-44-0430（自動音声ガイダンス）
税務署の受付時間 8:30～17:00（土日祝、年末年始を除く）

不動産を相続したら かならず相続登記!

令和6年4月1日から義務化されました



忘れないでね!!

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

Point ①

相続したことを知った日から
3年以内に登記!

※正当な理由なく義務に違反した場合、
10万円以下の過料が科される可能性があります。

Point ②

義務化前の相続も対象!

※義務化前に相続したことを知った不動産は、
令和9年3月末までに登記する必要があります。

知らなかった!!



「シラナカッタヌキ」



MEMO



MEMO



記入される前にお読みください。

※ 必ず委任者(本人)が全ての項目を自書し、押印してください。

※ 下記の委任事項について、委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので、
日中に連絡が取れる連絡先電話番号を記入してください。

※ 代理人(窓口に来る方)は、本人確認書類(運転免許証等)を提示してください。

委任状

私は次のものを代理人と定め、下記の権限を委任します。

代理人(窓口に来る人)

住 所	
氏 名	
委任者との 関係	

記

委任事項

1	死亡手続きに関すること
2	
3	

福智町長殿 令和 年 月 日

委任者(本人)

住 所	
氏 名	印
連絡先	TEL

